

令和2年第9回農業委員会総会会議録

令和2年第9回船橋市農業委員会総会を9月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席者

農業委員（13人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一 土橋 博之
藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

木村 幸男

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第9回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 7番、高橋光一委員と8番、土橋博之委員の両名にお願いいたします。 議案審議に入る前に、報告事項(1)を先に行います。事務局より報告願います。
局長	議案書の8ページをご覧ください。 9月1日付けで人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。

まず、農業委員会から出向いたしました職員を紹介いたします。

農地係の〇〇主事が、健康・高齢部介護保険課へ異動となりました。

続きまして、新たに配属された職員を紹介します。

道路部道路建設課より、〇〇主任主事が、農地係に配属されました。

この度の人事交流につきましては、会長専決として処理いたしましたのでご報告させていただきます。

それでは、紹介した順に挨拶をお願いいたします。

〇〇主事 〇〇主任主事 挨拶

議長

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長

座って説明させていただきます。それでは、今日1日、齋藤教子委員、木村幸男推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案につきましては、高根町に在住の譲受人が、父が所有する農地を贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は、約256アールで、農業従事者は4名、世帯従事日数は940日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、許可すべきものと思われま。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

局長
議長
石山審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号を上程いたします。

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

それでは、それでは引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図4から6ページをご覧ください。

2号議案の1から2につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地4棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は、許可を得て宅地造成中の田・雑種地及び用悪水路となっており、周囲は擁壁及びコンクリートブロックを施工、雨水については、宅内に雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。なお、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ha未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

引き続き、議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の3から4につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

2号議案の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定条件付売買予定地9棟として転用するものです。

2号議案の4につきましては、上記開発に伴う排水用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・雑種地・水路及び道路となっており、周囲はブロック及び擁壁を施工、雨水は雨水貯留槽を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ水路へ放出することから、隣接農地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。排水用地の地表は、透水性防草シートを敷き、自然浸透とするものです。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続いて、議案書4ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、土地所有者が農地の一部を事業用地として提供したことによる、残地の有効活用を図るため、開発事業者が当該地を一時的に借り受け、農地造成を行うものです。

なお、開発に伴い生じる高低差を解消するため、外部から土を搬入いたします。

現地は畑で、隣接地は雑種地及び水路となっております。

盛土が区域外へ流出しないよう周囲にコンクリートブロック及び土留鋼板を施工することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

盛土高は、約70センチメートルから150センチメートルであり、農地造成後は譲渡人である地権者が耕作することを確認しております。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、5議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議・ご質問等はありませんでしょうか。

石山審査班長

2号議案の5については、本来であれば、一括して地権者が開発者に売りたいというような意向でしたが、二和川に面している部分が、治水の面で、役所から開発の許可ができないということがありましたので、引き続き、二和川に面している一定の面積については、農地として耕作するというような説明が審査会のときにありました。

高橋委員

すみません。

議長

高橋委員。

高橋委員

この2号議案の4というのは、排水のための通路になるということですか。二和川へ排水するための通路ですよ、横に細く。

石山審査班長

そうです。Lの字ですね。

高橋委員

住宅から来る排水を、川へ流すための。

石山審査班長

その北側に、二和川が流れているんですけど、そちらへ排水管で流すと聞いております。

高橋委員

別に流すのは問題ではないと。

石山審査班長

その点、開発申請に際しては、これを確保すれば特に問題ないと聞いております。

- 議長 よろしいですか。ほかにご質問、ご異議ございませんでしょうか。
- 石山審査班長 今までには梨を作っていて、その木を伐採していたんですけども、造成を行う農地については、今後について梨だとは聞いておりません。既にもう梨の木は、木村推進委員、切っておりますよね。
- 木村推進委員 はい、伐採してありました。
- 議長 よろしいですか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしの声がございましたので、それでは採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。
- 局長。
- 局長 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、議案第3号を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。
- 事務局 3号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。
- 議案書4ページ、地図10から11ページをご覧ください。
- 3号議案につきましては、飯山満町の畑、面積は201平方メートルであります。
- 当該地は、平成17年に相続し、宅地として利用しており、現在に至っております。
- 20年以上、宅地であった旨の証明として平成12年1月4日撮影の航空写真が添付されております。
- 以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま。
- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしの声がございましたので、それでは採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案第4号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局 4号議案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。

議案書は5ページでございます。

本件につきましては、西船に在住の申請人の父が、令和2年3月に死亡したことにより、耕作地 14筆、8,998平方メートルの内、馬込町の畑8筆、計5,656平方メートルの内、5,573.2平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も農業経営を行うことを確認いたしました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予の適格者であると思われま。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第5号を上程します。

議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。議案書は6ページです。

5号議案の1につきましては、習志野市に在住の農業従事者が、令和2年2月14日に死亡したことにより、習志野市に在住の2名の相続人から、船橋市にて生産緑地の指定を受けている前原東の畑2筆、2,188平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取及び習志野市発行の農業経営の実態証明書にて従事日数等を確認し、現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定による、農業の主たる従事者であると思われます。

5号議案の2につきましては、西船に在住の申請人が、生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、生産緑地の指定を受けている、山手の畑1筆、109平方メートルについて、市長に買取り申出を行うにあたり、証明願が提出されました。

事務局により、事情聴取、農地台帳から従事日数等の確認、及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員 一ついいですか。

議長 はい、石山委員。

石山委員 身体故障というのはどの程度のものなの。

事務局 今回のこの方の場合につきましては、内部疾患によるものなのですが、医師の診断書付きで都市計画課に申請があったものです。

石山委員 身体故障のガイドラインというのは設けられているんですか。

事務局 はい。

石山委員 それに適合するという。

事務局 一定の基準に適合するというので都市計画課が証明するものです。

石山委員

はい、結構です。

議長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長

令和2年度第6次農用地利用集積計画について、議案第6号を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、神山委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

————— 神山委員退席 —————

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第6号につきましては、令和2年度第6次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は7ページでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

6号議案の1は豊富町の畑1筆、2,677平方メートルに賃借権3年、2は馬込町の畑1筆、792平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

本議案につきまして、令和2年度第6次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

神山委員、入室願います。

————— 神山委員入室 —————

議長

続きまして、事務局より報告がございます。

局長

それでは、報告事項の（1）は人事案件でしたので、（2）から報告させていただきます。

農地法第3条の3届出に係る受理通知書の交付について、議案書8ページに記載のとおり、1件の届出を受理いたしました。

なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（3）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書9から15ページに記載のとおり、7月中に24件の届出を受理いたしました。

報告事項（4）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書16から23ページに記載のとおり、7月中に31件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（2）から（4）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（5）農地法第5条の一時転用許可に伴う農地復元報告について、議案書24ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。

報告事項（6）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書25ページに記載のとおり、2件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（７）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書２６ページに記載のとおり、１件の報告がありました。

報告事項（８）農地の埋立等工事完了届出書の受理について、議案書２６ページに記載のとおり、１件の届出書の提出がありました。

報告事項（９）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書２７ページに記載のとおり、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項（１０）６月１１日に実施いたしました本年度第１回の農地パトロールの結果につきましては、お配りしました資料のとおりとなっております。当案件につきまして、８月１１日に土地所有者及び当該農地利用者に対し事情聴取を行いました。

今後の対応については、両者に対し原状回復並びに適切な手続きを促し、違反の解消を図ります。

以上でございます。

議長

以上で、本日本日予定されました議案審議は終了いたしました。

（午後３時３１分）

次に、事務連絡がございます。

次長

_____ 事務連絡 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後３時３６分第３回農業委員会総会の閉会を宣言した。